

令和8年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

【令和8年度補助事業の概要（導入後申請）】

※営業用車両（いわゆる緑(黒)ナンバー)や2「補助対象車両と補助額」に記載していない車種は導入前申請になります。詳しくは県 web ページでご確認ください。

(URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/car-subsidy.html>)

1 補助対象者

中小企業等の事業者及び左記事業者へ車両を貸し渡すリース事業者

2 補助対象車両と補助額

2026年4月1日～2027年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

対象車両	補助額
EV（トラック） 【車両総重量 2.5t 以下に限る】	A×1,000円 上限 40万円 A：一充電走行距離 (km)
PHV（トラック）	20万円（定額）
EV（乗用車）	【3ナンバー車】(A-200) × 2,000円 【3ナンバー車以外】 A×1,000円 いずれも上限 40万円 A：一充電走行距離 (km)
PHV（乗用車）	10万円（定額）
FCV（乗用車）	100万円（定額）

3 申請期限

- ・車両の登録から 30 日以内
 - ・募集期間：2027年3月31日（水）正午まで（必着）
- [注意] 先着順・予算額に達し次第、締切前でも受付を終了します

4 申請の流れ

- ① 車両の登録
- ② 申請書の提出
- ③ 受付・審査
- ④ 交付決定通知の送付
- ⑤ 補助金の支払

※①～⑤まで概ね3か月程度です。

令和8年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

【申請における注意事項】

不備がある書類につきましては、書類の不備が解消するまで審査が止まり、補助金の支払いが遅くなります。

つきましては、下記の注意事項（よくある誤り）及び本県のWeb ページに掲載されている「申請の手引き」を事前に必ず確認した上で申請してください。

本書を御覧になった御担当者様におかれましては、関係者への周知を徹底していただくとともに、他店舗、関連会社等に共有いただき、適切な御対応をお願いいたします。

1 全般

1—1 自家用登録の乗用車の場合、以下の車両は補助対象外であること。

・メーカー希望小売価格（税抜）1,000万円を超えるEV・PHV

・外部給電機能を有しないEV・PHV・FCV

※貨物自動車（軽貨物含む）には、上記の要件は適用されません。

1—2 車両の登録から30日以内に申請すること。

1—3 文字はデータ入力か手書き（楷書）とすること。

2 交付申請書兼実績報告書（様式第1の2）

2—1 「3 誓約事項」を確認の上、チェックすること。

2—2 販売店の担当者を申請書に関する連絡先としている場合は、「4 連絡先等」に当該店舗名、担当者名及び連絡先（特にメールアドレス）を記入すること。

3 前年度所得税の確定申告書（写）

3—1 第一表及び第二表の両方を提出すること。

3—2 個人事業主が申請する場合は、確定申告書内で事業収入又は不動産収入が確認できること。

4 使用目的等に係る申立書

4—1 使用の本拠の位置が法人の登記簿に記載がない場合又は個人事業主の申請の場合には必ず提出すること。

4—2 「3 使用の本拠の位置の状況」には当該住所を事業においてどのように使用するか、その詳細を記入すること。

令和8年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

【令和8年度制度変更点】

今年度制度における主な変更点は以下のとおりです。

1 電子申請の開始について

今年度から、郵送での申請に加え、「あいち電子申請・届出システム」での申請を開始します。

URLは以下のとおりです。申請方法によって異なりますので、ご注意ください。

- ・ 導入後申請

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/donyugo>



- ・ 導入前、交付申請

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/donyumae-shinsei>



- ・ 導入前、実績報告

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/donyumae-houkoku>



2 燃料電池自動車トラック、バス及びタクシーについて

申請書送付先及び問合せ先につきましては、燃料電池自動車トラック、バス及びタクシーは経済産業局水素社会実装推進課となりますので、ご注意ください。